

密集市街地で古い建物を解体するのに

戸建て
最大

128万円

の補助があります。



令和8年度(2026年度) 密集市街地建物除却事業

対象となる区域 毎年変更の可能性があります

対象建物	昭和56年(1981年)5月31日以前に 着工された木造建築物
対象者 (申請者)	対象建築物の所有者 ※法人所有の建物も対象です。
補助金額	除却に要する費用(見積書の該当項目)の2/3 (戸建形式:最大128万円、集合形式:最大256万円) ただし、建物の面積により、上限金額は変動します。
申請期間	令和8年3月2日(月)～令和9年1月12日(火) ※予算がなくなり次第、受付を終了します。
補助要件	解体後に建築する場合は、建築基準法上の 準耐火建築物等以上の耐火性をもつ 建築物とすること。・・・など。 詳しくは申請の手引き(令和8年度版)を ご確認ください

灘北西部地区

- 赤坂通1～5丁目 ●天城通1～3丁目 ●上野通4～6丁目
●倉石通1丁目 ●水道筋2丁目、3丁目の一部 ●中原通1丁目
●畑原通1～3丁目、5丁目 ●福住通1～3丁目

長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目 ● 久保町3～4丁目、7～10丁目
- 駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目
- 庄田町2～4丁目 ● 二葉町2～4丁目、8～10丁目

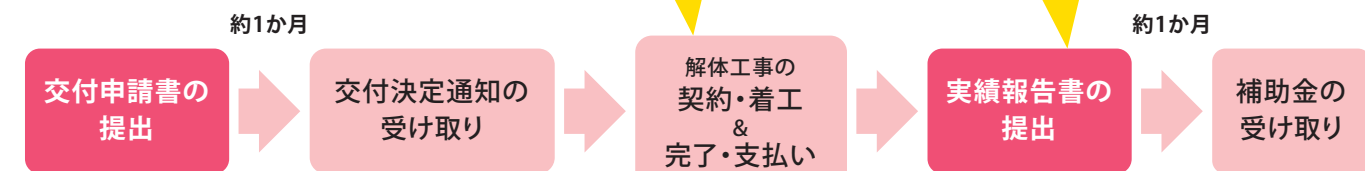
兵庫北部地区

- 石井町1～6丁目 ● 神田町
- 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
- 熊野町2～5丁目 ● 山王町1～2丁目 ● 大同町1～5丁目
- 千鳥町1～2丁目 ● 都由乃町1～2丁目 ● 下三条町の一部
- 氷室町1丁目の一部、2丁目 ● 鶴越町
- 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
- 湊山町 ● 矢部町 ● 雪御所町 ● 夢野町3～4丁目

東垂水地区

- 泉が丘2丁目、3～4丁目の各一部、5丁目
- 城が山4丁目の一部、5丁目 ● 東垂水2丁目
- 山手2～3丁目、4～6丁目の各一部

補助申請の流れ



解体後の空き地を地域等でご利用いただく場合

- まちなか活用空地事業
- 防災まちづくり寄付受け事業

神戸市まち再生推進課にご相談ください。
(TEL 078-595-6730)

解体費と整地費と
固定資産税相当額等を
支援します



神戸市すまいの総合窓口

すまいるネット

補助の内容や詳細について
お気軽にお問い合わせください！

078-647-9933

受付時間:10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

(補助専用ダイヤル)

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにづか5番館2階

JR新長田駅から南へ 徒歩約13分
地下鉄海岸線駒ヶ林駅から 徒歩約3分

